

## 5 - 1 静岡県建設工事成績評定要領

### 静岡県建設工事成績評定要領

#### (目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

#### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初契約金額が500万円以上の建設工事とする。

#### (評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について行うものとする。

#### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、静岡県工事検査要領に定める検査員（以下「検査員」という。）及び静岡県工事監督要領に定める監督員（以下「監督員」という。）とする。

#### (評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績採点表（様式第1）に記録するものとする。

#### (評定の時期)

第6条 検査員は、検査が終了したとき、監督員は、工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

#### (採点表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく契約担当者に提出するものとする。

#### (評定の結果の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から工事成績採点表の提出があったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第2）により通知するものとする。

#### (評定の修正)

第9条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書により通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項により説明を求められたときは、書面(様式第3)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により契約担当者に対して、再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経て、書面(様式第4)により回答するものとする。

(工事成績評定評価委員会の設置)

第12条 前条第2項に規定する工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(土木工事成績評価要領等の廃止)

2 次の要領等は、廃止する。

(1) 土木工事成績評価要領

(2) 土木工事成績評定基準

(3) 土木工事技術的難易度評定基準

(4) 土木工事成績評価通知規定

(5) 土木工事成績評定基準等の留意事項

(6) 建築・設備工事成績評価要領

(7) 建築・設備工事成績評定基準

(8) 建築・設備工事技術的難易度評定基準

(9) 建築・設備工事成績評価通知規定

(10) 建築・設備工事成績評定基準等の留意事項

(11) 工事成績が特に劣るものの措置について(平成16年7月28日建技第246号)

3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(考査項目[法令順守等]改正に伴う改正)

4 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

(押印廃止)

工事成績採点表(完成・一部完成)

年月日作成

所属

工事名		工事箇所					契約金額(最終)					工期		年月日～年月日					工事番号															
受注者名		現場代理人					主任・監理技術者					補助技術者		完成年月日					年月日															
考査項目		担当監督員					総括監督員					検査員(一部完成1)					検査員(一部完成2)					検査員(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
項目	細目別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1	I 施工体制	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																												
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0	+2.5			0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5			0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5			0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0			0	-7.5	-15.0																					
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0	+1.5			0	-7.5	-15.0																					
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3	I 出来形及び出来ばえ	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II 品費	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III 出来ばえ													+5.0	+2.5			0	-5.0		+5.0	+2.5			0	-5.0		+5.0	+2.5			0	-5.0	
4	I 工事特性	施工条件等への対応(※2)					+20.0 ~ 0																											
5	I 創意工夫	+7.0 ~ 0																																
6	I 社会性等	地域への貢献等(※4)					+10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0																											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点																	
評定点(※1)		① 点					② 点					③ 点					③ 点					④ 点												
7	評定点計	点 ○一部完成検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※但し、③(一部完成検査)が2回以上の場合は平均値 ○一部完成検査がなかった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																																
8	法令遵守等 (※6)						点																											
9	評定点合計 (※7)																																	
10	総合評価技術提案	技術提案履行確認 (※9)					履行 不履行 対象外																											
所見 (※8)		(担当監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)																	

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※5 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、完成検査の評価に先立ち、担当、総括監督員が行う。

※6 法令遵守等の評価は総括監督員が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄は必要に応じ記載する。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

第 年 月 日  
号

受注者様

契約担当者

## 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、静岡県建設工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
請負代金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
検査年月日	年 月 日
評定点	点（項目別評定点は別紙1のとおり）
修正評定点	点（項目別評定点は別紙1のとおり）
業種	

手続き等問い合わせ先

※修正評定点は、評定点が修正された場合のみ

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 高度技術力	/ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等	工事事務等による減点 総合評価による減点 各種取組による加点	
評定点合計		/ 100 点

第 号  
年 月 日

様

契約担当者

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

記

1 工事名

2 回答

3 再説明の問い合わせ先

様式第4

第 号  
年 月 日

様

契約担当者

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

担 当  
電話番号

## 5-2 静岡県建設工事成績評定要領の運用について

### 静岡県建設工事成績評定要領の運用について

#### 1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

#### 2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙-1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙-2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 評定にあたっては、別紙-3の「「施工プロセス」チェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を別紙-4により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

#### 3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事故及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 契約不適合責任期間中に契約不適合が発覚した場合

#### 4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙-5により工事検査課長に報告するものとする。

#### 5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の①に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

#### 6 附則

この通知は、令和6年4月1日以降に契約を行う工事について運用するものとする。



Ver. 20220401

# 建築・設備工事成績評定 (検査項目別運用表)

工事成績採点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙一(1)

[記入方法]該当する項目の口を■にする。

対象	a	b	c	d	e
細別	(担当監督員)				
1. 施工体制	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証拠の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:</p>	<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば..... d</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば..... e</p>	
II. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>配置技術者として優れている</p> <p>配置技術者として良好である</p> <p>配置技術者として適切である</p> <p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>	<p>配置技術者として良好である</p> <p>配置技術者として適切である</p> <p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>	<p>配置技術者として適切である</p> <p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>	<p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>	<p>配置技術者として不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>
<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。</p> <p><input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ④静岡県建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という)第18条第1項に基づく通知を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤書類及び資料が適切に整理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者/現場代理人/監理技術者/主任技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬その他 理由:</p>	<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば..... d</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば..... e</p>	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導致しにより監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

2. 施工状況	細別	対象	a	b	c	d	e
I. 施工管理	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 対象項目 <input type="checkbox"/> ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の写真結果について、協議を行っている。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、常時行われている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:	施工管理が優れている 施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監理員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	施工管理が不適切である <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監理員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば、…… e	
			評価対象項目の合計のうち 該当事項が90%以上…………… a 該当事項が80%以上90%未満… b 該当事項が60%以上80%未満… c 該当事項が60%未満…………… d ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100	施工管理が良好である 施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監理員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	工程管理が不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監理員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば、…… e	
II. 工程管理	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 対象項目 <input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:	工程管理が優れている 工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監理員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	工程管理が不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監理員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば、…… e	
			評価対象項目の合計のうち 該当事項が90%以上…………… a 該当事項が80%以上90%未満… b 該当事項が60%以上80%未満… c 該当事項が60%未満…………… d ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100	工程管理が良好である 工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監理員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	工程管理が不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監理員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば、…… e	

対象	a	b	c	d	e
III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
2. 施工状況	<p>〔評定対象項目〕</p> <input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ②店社ハットロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ③各種安全ハットロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 <input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い、または指示事項が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑮その他 理由:	<p>安全対策が適切である</p> <p>上記該当事項があれば…… c</p>	<p>安全対策がやや不適切である</p> <p>安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。  <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… d</p>	<p>安全対策が不適切である</p> <p>安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… e</p>	
IV. 対外関係	<p>対外関係が優れている</p> <p>対外関係が良好である</p>	<p>対外関係が良好である</p> <p>対外関係が適切である</p>	<p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… d</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… e</p>
	<p>〔評定対象項目〕</p> <input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> ③入居官署に対して、引渡し時に必要な保守管理についての適切な説明書を作成している。 <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:	<p>対外関係が良好である</p> <p>対外関係が適切である</p>	<p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… d</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… e</p>
	<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満… c</p> <p>該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>			
	<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満… c</p> <p>該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>			

審査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	<input type="checkbox"/>	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		<input type="checkbox"/>	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。 <input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改善請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e
			評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d				
			※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。				

審査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 建築工事	<input type="checkbox"/>	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		<input type="checkbox"/>	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改善請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e
			評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d				
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、頻度が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等に於いて含まれる軽微な附属工事種)				

審査項目	細 別	対 象	a	b	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<input type="checkbox"/>	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
		<input type="checkbox"/>	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改道請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e	
	工事比率		品質が90%以上、…… a 該当事項が80%以上90%未満、…… b 該当事項が60%以上80%未満、…… c 該当事項が60%未満、…… d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100				
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)					

審査項目	細 別	対 象	a	b	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/>	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
		<input type="checkbox"/>	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改道請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e	
	工事比率		品質が90%以上、…… a 該当事項が80%以上90%未満、…… b 該当事項が60%以上80%未満、…… c 該当事項が60%未満、…… d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100				
			※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. 1つの工事の中に建築工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)					

5. 創意工夫	審査項目・細別	評価対象項目 (1/2)
<p>■ 準備・後片付け関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ① 測量・位置出しにおける工夫  <input type="checkbox"/> ② 現地調査方法の工夫  <input type="checkbox"/> ③ その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
<p>■ 施工関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ① 施工に伴う器具・工具、装置類の工夫  <input type="checkbox"/> ② 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み  <input type="checkbox"/> ③ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫  <input type="checkbox"/> ④ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫  <input type="checkbox"/> ⑤ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑥ 機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑦ 照明、視界確保等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑧ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫  <input type="checkbox"/> ⑨ 運搬車両・施工機械等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑩ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫  <input type="checkbox"/> ⑪ 施工管理及び品質向上等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑫ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑬ 仮設施工等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑭ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑮ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑯ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫  <input type="checkbox"/> ⑰ その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
<p>■ 品質関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ① 集計ソフト等の活用と工夫  <input type="checkbox"/> ② 躯体工事の品質管理の工夫  <input type="checkbox"/> ③ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫  <input type="checkbox"/> ④ 施工の検査・試験に関する工夫  <input type="checkbox"/> ⑤ 品質記録方法の工夫  <input type="checkbox"/> ⑥ その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	

審査項目・細別		評価対象項目 (2/2)		
■安全衛生関係		<input type="checkbox"/> ①安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全ハットロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> ④騒音対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保のための工夫 <input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由: 詳細評価内容:		
		<input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> ⑤施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容:		
■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ① 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用 <建設キャリアアップシステム活用工事> ※本項目は、1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ② 建設キャリアアップシステムの活用 <input type="checkbox"/> ③ 4:週8休以上(現場閉所率28.5%以上) <input type="checkbox"/> ④ 4:週7休以上(現場閉所率25%以上28.5%未満) <input type="checkbox"/> ⑤ 4:週6休以上(現場閉所率21.4%以上25%未満) <その他> <input type="checkbox"/> ⑥ その他 理由: <input type="checkbox"/> ⑦ その他 理由: 詳細評価内容:		
	(最大 7点) <table border="1"> <tr> <td>評点計</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </table>	評点計	0点	
評点計				
0点				

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。  
 ※4. ■を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。  
 ※5. 施工合理化技術(フレキシブル化、ユニット化、自動化施工(CT施工)、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。  
 ※6. 審査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があつた場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。  
 さらに、当該技術がNETIS登録技術又は静岡県登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。



工事成績採点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙一⑨

[記入方法]該当する項目の口を■にする。

II. 工程管理		a	b	c	d	e
考慮項目	細別	工程管理が優れている		工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理が不適切である
2. 施工状況		[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居言葉等を含む)調整を積極的にに行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:				
詳細評価内容						
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						
2. 施工状況	III. 安全対策	a	b	c	d	e
[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:		安全対策が良好である		安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
詳細評価内容						
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	a	b	c	d	e
[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥県産品の使用に積極的に務めた。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:		地域への貢献が優れている		地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない。
詳細評価内容						
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。						

※1. 総括監督員は、担当監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目の■の数にとられず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. ■を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	細別	評価対象項目 (1/2)		
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■建物規模への対応</p> <table border="1" data-bbox="300 1720 370 1796"> <tr> <td>評点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①延べ面積10,000㎡以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> ②地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> ③大空間のホール等を有する建物</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
評点				
0点				
■建物固有の機能の難しさへの対応	<table border="1" data-bbox="391 1720 461 1796"> <tr> <td>評点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①対象建物の耐震レベル</p> <p><input type="checkbox"/> ②建物機能の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> ③その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事で南海トラフ巨大地震等に対する耐震性能がIaに属する工事</li> <li>・電気又は機械設備工事で防災上重要な機能を必要とする防災拠点等に該当する工事</li> <li>・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</li> </ul> <p>詳細評価内容:</p>
評点				
0点				
■建物固有の施工技術の難しさへの対応	<table border="1" data-bbox="694 1720 764 1796"> <tr> <td>評点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> </tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】</p> <p><input type="checkbox"/> ②設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> ③制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイロフト工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</li> <li>・特殊な工法及び材料等を採用した工事</li> <li>・特殊な設備システムを採用した工事</li> <li>・免震装置を設ける工事</li> <li>・大規模な山留め工法が必要な工事</li> <li>・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設・切り回しを行う工事</li> <li>・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事</li> </ul> <p>詳細評価内容:</p>
評点				
0点				

<p>審査項目 4. 工事特性 (施工条件等への対応)</p>	<p>細別 ■厳しい自然・地盤条件への対応</p>	<p>評価対象項目 (2/2) ※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。  <input type="checkbox"/> ①湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)  <input type="checkbox"/> ②軟弱地盤、支持地盤の影響  <input type="checkbox"/> ③雨・雪・風・気温等の影響  <input type="checkbox"/> ④その他 理由:    <p>[評価技術事例]          ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事          ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事          ・冬期施工のため、大規模な雪害冬困いを必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>詳細評価内容:</p> </p>				
<table border="1"> <tr><td>評点計</td></tr> <tr><td>0点</td></tr> </table>	評点計	0点	<table border="1"> <tr><td>評点</td></tr> <tr><td>0点</td></tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。  <input type="checkbox"/> ①地中埋設物等の作業障害  <input type="checkbox"/> ②工事の影響に配慮すべき建物等の近接物  <input type="checkbox"/> ③周辺住民等に対する騒音・振動の配慮  <input type="checkbox"/> ④周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮  <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:    <p>[評価技術事例]          ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事          ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事          ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事          ・住居専用地区等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事          ・有線電通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p> <p>詳細評価内容:</p> </p>
評点計						
0点						
評点						
0点						
<table border="1"> <tr><td>評点計</td></tr> <tr><td>0点</td></tr> </table>	評点計	0点	<p>■施工現場での対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。          【長期工事における安全確保への対応】  <input type="checkbox"/> ①12ヶ月を超える工期で事故が無く完了した工事 (ただし全一時期中止期間は除く)          【災害等での臨機応変の措置】  <input type="checkbox"/> ②地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事          【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】  <input type="checkbox"/> ③工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事  <input type="checkbox"/> ④工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事  <input type="checkbox"/> ⑤受注者の真しよらな休日・夜間作業が工程の過半を超える工事  <input type="checkbox"/> ⑥施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事  <input type="checkbox"/> ⑦特に困難な調整を要する他工事(近接区)の受注者が複数ある工事  <input type="checkbox"/> ⑧外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事  <input type="checkbox"/> ⑨特殊な条件下で、工程が複雑し困難な調整を要する工事  <input type="checkbox"/> ⑩施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や巡回等に制約を受けた工事  <input type="checkbox"/> ⑪同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事  <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:    <p>詳細評価内容:</p> </p>		
評点計						
0点						

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」などの二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

法令遵守等の該当項目一覧表																							
8. 法令遵守等	措置内容																						
<table border="1"> <tr> <td>評点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	評点	0点	<table border="1"> <tr> <td>点数</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>□点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>8その他</td> </tr> </table> <p>①本調査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の対応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行を するために従事する者に限定する。</p> <p>④口頭注意未済の処分を受けただ後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当又は総括監督員からの評価対象項目である安全対策において 減点をする。</p> <p>⑤総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点する。</p> <p>【上記で評価する場合の対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</li> <li>3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5.当該工事関係者が職取等により逮捕または公訴された。</li> <li>6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</li> <li>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。</li> <li>15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</li> <li>16.引渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。</li> <li>17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。</li> <li>18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li>19.受注者が契約約款第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としてしていることが判明した。</li> <li>20.その他 理由:</li> </ul>	点数	該当無し	●	-20点	○	-15点	○	-13点	○	-10点	○	-8点	○	-5点	○	-3点	○	□点	○	8その他
評点	0点																						
点数	該当無し																						
●	-20点																						
○	-15点																						
○	-13点																						
○	-10点																						
○	-8点																						
○	-5点																						
○	-3点																						
○	□点																						
○	8その他																						

工事成績探点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-1⑫

[記入方法] 該当する項目の口を■にする。

審査項目	細別	(検査員)			
		a	b	c	d
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である
		<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 契約約款第18条第1項に基づき設計図書・照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 使用する材料・機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑫ その他 理由:	<p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	

評価対象項目の合計のうち  
 該当項目が90%以上..... a  
 該当項目が80%以上90%未満... b  
 該当項目が60%以上80%未満... c  
 該当項目が60%未満..... d

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値(%) = (評価数0 / 対象評価項目数0) × 100

審査項目	細別	対象	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	対象	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
			<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 承認図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 <input type="checkbox"/> ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他 理由:	<p>評定対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p>	<p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>出来形が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形の管理に關して、監督員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p>	<p>出来形が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、契約第31条に基づき修補指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	対象	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
			<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に關する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 内外仕上り工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨ その他の工事(躯体、内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪ 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑫ その他 理由:	<p>評定対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p>	<p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>品質がやや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の管理に關して、監督員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p>	<p>品質が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、契約第31条に基づき修補指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>		

審査項目	細別	対象	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<input type="checkbox"/>	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
			<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪その他 理由:</p>						
			<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p> <p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>						
			<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)</p>						
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/>	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
			<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:</p>						
			<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p> <p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>						
			<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)</p>						

審査項目	細 別	対 象	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事	<input type="checkbox"/> 評定対象項目 <input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮が優れている。 <input type="checkbox"/> ④仕上がり状態が良好で、作動状態も良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥材料・製品の割付や通りが良く、全体的な出来ばえが良好である。 <input type="checkbox"/> ⑦完全に配座した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
			評定対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。  上記該当事項があれば…… d
			※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)			
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事 変電設備工事	<input type="checkbox"/> 評定対象項目 <input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環流負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
			評定対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。  上記該当事項があれば…… d
			※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)			



審査項目	細 別	対象	a	b	c	d
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/>	<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転騒音及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば…… d
			<p>評価対象項目の合計のうち                      該当項目が90%以上…………… a                      該当項目が80%以上90%未満… b                      該当項目が80%未満…………… c</p> <p>※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。                      ※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。                      ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などにより抜素的な評価を行う。                      ※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれ別の工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例、改修工事等に於いて含まれる軽微な附帯する工種)</p>			

細目別評定点採点表

工事名:

項目	細別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員(一部完成1)	③検査員(一部完成2)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1.施工体制	I 施工体制一般	( )×0.4+2.9					3.3点	
	II 配置技術者	( )×0.4+2.9					4.1点	
2.施工状況	I 施工管理	( )×0.4+2.9		( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	13.0点	
	II 工程管理	( )×0.4+2.9	( )×0.2+3.2				8.1点	
	III 安全対策	( )×0.4+2.9	( )×0.2+3.3				8.8点	
	IV 対外関係	( )×0.4+2.9					3.7点	
3.出来形及び出来ば	I 出来形	( )×0.4+2.8		( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	14.9点	
	II 品質	( )×0.4+2.9		( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	17.4点	
	III 出来ばえ			( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	( )×0.4+6.5	8.5点	
4.工事特性	I 施工条件等への対応		( )×0.2+3.3				7.3点	
	I 創意工夫	( )×0.4+2.9					5.7点	
6.社会性等	I 地域への貢献等						5.2点	
	工事事故等による減点 総合評価による減点		( )×1.0					
7.法令遵守等								
8.総合評価 技術提案	技術提案履行確認						100点	

※ 一部完成検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (一部完成が2回以上の場合は③を平均する。)

一部完成検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

1. 工事名  
 2. 工期  
 3. 受注者名

事務所名: ●●課  
 監督員名: □□□□

年 月 日 ～ 年 月 日

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員等が確認する。  
 ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)  
 ③備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)						備考			
				着手前	施 工 中						完成時		
1	施工体制一般	<p>○品質・安全管理体制 (施工計画書提出時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。</li> </ul> <p>○建設業退職金共済制度 (契約後、増額変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。</li> </ul> <p>○建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を現場に掲示している。 (施工中適宜)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を現場に掲示している。</li> </ul> <p>○請負代金内訳書 (契約後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>請負代金内訳書を契約締結後10日以内に提出した。</li> </ul> <p>○労働保険関係成立票 (施工中1回程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。</li> </ul> <p>○建設業許可標識 (施工中1回程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。</li> </ul> <p>○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一ものを提出した。 (施工時の当初、変更時)</li> <li>施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)</li> <li>施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。 (施工時の当初、変更時)</li> <li>施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)</li> <li>施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回/月程度)</li> <li>下請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)</li> </ul>	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	細別	確認項目	チェック欄 (指示事項等)												備考				
			着手前	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		完成時			
1 施工体制	II 配置技術者 / 現場代理人	○工事実績情報	<p>チェックリスト一覧表 (チェックの目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。(契約後、変更後、完成時)</li> <li>現場に常駐している。(施工中 1回 / 月程度)</li> <li>監督員への通知、報告、申出等を書面で行っている。(施工中適宜)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )			
		○現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術者としての要件が資格者証等により確認できた。(着手前)</li> <li>配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。(着手前)</li> <li>工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(監理技術者が特別監理技術者であり他工事現場を兼任している場合は、当該工事と当該工事の他1工事の工事実績情報登録であることを確認し、監理技術者補佐の専任について確認する。)(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上)(施工中 1回 / 月程度)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )			
2 施工状況	I 施工管理	○専門技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門技術者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )			
		○作業主任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
		○下請負者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県の入れ参加資格停止期間でない。(施工中適宜)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	
		○設計図書の確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約約款第18条第1項に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工中適宜)</li> <li>現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工中適宜)</li> <li>施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。(着手前、変更時)</li> <li>記載内容と現場施工方法が一致している。(施工中適宜)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備考	
				着手前	施 工 中							完成時
2 施工状況	I 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理 ○建設副産物及び建設廃棄物	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜) ・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜) ・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工中適宜) ・再生资源利用計画書及び再生资源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
				( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □
	II 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜) ・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	III 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社ハットール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容を チェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	IV 対関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	

別紙5

No	報告書の 区分	報告書 の名称	報告書 の種別	報告書の 作成		報告書の 提出		報告書の 審査		報告書の 公表		備考
				作成 時期	作成 場所	提出 時期	提出 場所	審査 時期	審査 場所	公表 時期	公表 場所	
1	自主	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
2	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
3	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
4	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
5	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
6	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
7	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
8	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
9	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
10	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
11	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
12	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
13	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
14	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
15	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	
16	委託	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	